

令和7年7月11日
福島県信用保証協会

福島県信用保証協会会長選任理由

当信用保証協会の使命は、地域経済や中小企業等の活性化を第一に考えるとともに、公的機関としての透明性、公平性等の確保や、金融に係わる機関としての健全性の確保に十分に配慮した事業の実施を行うことにある。

そうした組織にあって、本会長ポストには、県内の社会経済状況を熟知するとともに中通り、浜通り、会津地方の各地域の課題や実情を把握し、今後の円滑な協会経営に幅広く反映できること、県内金融機関等との円滑な調整能力を有していることが求められる。

それらを有し、かつ、信用保証協会常勤理事としてのこれまでの実績を考慮した結果、今般、理事会の互選により井出孝利氏が選任された。

なお、会長の理事選任に至る過程に関しては、以下の手続きを経て、理事候補者を選定し、福島県知事が井出孝利氏を理事として任命したところである。

○福島県信用保証協会常勤理事候補者（福島県信用保証協会常勤理事候補選定委員会からの推薦者）

井出 孝利 氏（前副知事）

安齋 浩記 氏（前総務部長・商工労働部長）

○常勤理事の選定手続き

福島県が関係機関・団体等に福島県信用保証協会の理事候補者について推薦を求め、結果として2名の候補者の推薦があった。

令和7年5月9日に開催の第三者委員会（福島県信用保証協会常勤理事候補選定委員会）において審議し、外部有識者の意見を聴取し、常勤理事候補者2名の選定を行った。

常勤理事候補者2名について、福島県信用保証協会常勤理事候補選定委員会会長から商工労働部長へ推薦書の提出があった。